



2025. 10. 3

北九州市教職員組合にゅうす



人事院勧告、出される！①

書記長の田中です。よろしくお願ひします。

田中書記長、人事院勧告って何ですか？

人事院勧告とは、国家公務員法第3条第2項に規定された人事院の事務分掌の一つである「給与その他の勤務条件の改善および人事行政の改善に関する勧告」のことと言います。

人事院勧告！

人事院って何ですか？

労働基本権の制約を受けている国家公務員は、交渉によって給与や勤務時間を決めることができません。国家公務員の給与は、民間企業従業員と国家公務員の給与水準を合わせることを基本に、人事院が国会と内閣へ同時に「人事院勧告」を行い、改定されます。ワーク・ライフ・バランスや、働きながらの育児、介護への支援など、国家公務員の働き方を整備するのも人事院の仕事です。

私たち地方公務員もその職務の特殊性から労働基本権（争議権）が制限されるようになりました。「争議権」の代償として人事委員会が設置され、不遇・不満に対する抗議行動ができない代わりに人事委員会が代理で審査・処理を行い、当局に対して勧告（報告）を行っています。

今年の勧告はどうだったのですか？

人事院（川本裕子総裁）は8月7日、国会と内閣に対して、民間給与の状況を反映して昨年を上回る高水準のベースアップになる給与勧告と公務員人事管理についての勧告を行いました。今回の給与勧告のポイント！

組合は、人事委員会に対して意見は言えるのですか？

- ① 民間給与との格差 15,014円〔3.62%〕を解消するため、初任給を高卒：200,300円(+6.5%+12,300円)、大卒：242,000円(+5.2%+12,000円)に引き上げる等、棒給表を引き上げ改定
 - ② 民間の支給状況等に見合うようにボーナス 4.60月分を 4.65月分に 0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に 0.025月分ずつ均等に配分
- ※中高齢層においても大幅に引き上げ※比較企業規模を50人以上から100人以上に見直し

北九州市教組は、北九州市人事委員会に5月30日「要請書」提出、6月25日「調査課長意見交換」、7月16日「行政委員会事務局長会見」、7月25日「人事委員会委員会見」を積み上げてきました。

そして、人事院勧告を受け、北九州市人事委員会は9月24日に「職員の給与等に関する報告」を行い、

「①民間給与との格差 12,301円(3.03%)を解消するため、すべての年齢層にバランスの取れた給料月額の引き上げ②ボーナスを引き上げ(0.05月分)、引き上げ分は期末手当及び勤勉手当に反映 等」が提示されました。

分会長会での報告や職場実態調査等から、「教員不足」「長時間労働」「持ち帰り仕事」「ハラスメント」等、教育現場の厳しい実態が今年も明らかになりました。北九州市教組は人事委員会に対して「教員不足や教職員の長時間労働の厳しい実態」「管理職や保護者によるハラスメントの実態」等を、できるだけ具体的に強く意見を述べてきました。その結果今年も、北九州市人事委員会勧告(報告)の「むすび」に教職員の長時間労働の改善につながる報告が掲載されました。また、「カスハラ」についても『ハラスメント』の項目で言及しています。今年度になり、管理職による悪意のある「パワハラ」の実態が明るみになりました。その学校に組合員がいたからこそ、明らかになった「パワハラ」です。全ての教職員を守るために、ますます私たち教職員組合の重要性が増しています。…次号で「むすび(一部)」を掲載します。

わからないこと・困ったことがあつたら… 何でも気軽にお問い合わせください！

///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1
E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

北九州教育会館 TEL(093)953-0381

